平成２９年（フ）第２４３号
千葉県松戸市中金杉１丁目262番地の５
債務者　髙橋　久江
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２６１号
千葉県柏市根戸225番地　カーサディ北柏401号
債務者　門崎　紀之
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８号
山口県岩国市岩国１丁目１番41―302号
債務者　久保　芳則
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第３５号
佐賀県唐津市和多田大土井６番49号　オレンジハウス202号
債務者　堀田　明美
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第２８９号
神戸市兵庫区塚本通６丁目１番27号グランパレ兵庫601
債務者　サンエリカこと　藤長　博明
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９８号
神戸市須磨区北落合１丁目１番306―404号、従前の住所神戸市中央区北野町２丁目12番４号サンビルダー北野山ノ手216号
債務者　奥野　佳祐
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０４号
兵庫県神戸市須磨区禅昌寺町１丁目20番１―33号、住民票上の住所神戸市須磨区須磨浦通３丁目６番11号　サンすまうら205号
債務者　河内　正生
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１９号
兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目379番地　志染団地11号棟503号
債務者　森之上枝里香
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７９号
神奈川県横須賀市長沢１丁目14番Ａ―113号
債務者　山本　幹博
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２４号
山口県防府市大字田島1512番地の１　ドミール中司Ⅲ203、前住所山口県山陽小野田市大字山川2200番地５　ユーハイム101号
債務者　澤田　裕二
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５号
山口県防府市仁井令町22番36号
債務者　河村建設こと　河村　義行
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３２号
山口市中央３丁目７番８―205号　メゾン一の坂
債務者　村田　　浩
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１号
栃木県小山市大字間々田2388番地５、開始決定時の住所栃木県下都賀郡野木町大字佐川野676番地２
破産者　岩崎　　定
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第１１７１号
北海道千歳市新富３丁目５番11―303号　エブリーライフマンション
破産者　長谷山恭平
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６４９号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘１丁目７番地11
破産者　田鎖　正志
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９０号
仙台市若林区若林３丁目９番19号　宝来アパート101
破産者　野口　優子
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１２６号
福島県本宮市本宮字欠下147番地１　ピアッツァ　アイ　本宮203、開始決定時の住所福島県本宮市本宮字欠下147番地１　ピアッツアアイ203
破産者　度會　大介
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係